定　　款

レイズネクスト株式会社

定　　款

第１章 総則

（商号）
第１条 当会社はレイズネクスト株式会社と称し、英文ではRAIZNEXT Corporationと表示する。

（目的）
第２条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。
１．石油、石油化学、ガス、一般化学、非鉄金属、金属加工、電子材料、資源リサイクル、電力、原子力、再生可能エネルギー、分散型エネルギー、製鉄、石炭、造水、飼料、生化学、食品、医薬品、医療品、医療、情報・通信、運輸・輸送、流通、備蓄、空気調整・給排水、公害防止、災害防止、環境保全等の機器、装置、設備、施設、資機材、学術研究、システムおよびプロセスに関連する下記の事業
(1) 総合的エンジニアリング業務およびコンサルティング業務
(2) 装置、機器の製造、調達、販売、修理および賃貸
(3) 装置、機器の設置、土木建築、電気計装、配管等工事の設計、監理および施工
(4) 設備、装置の保全業務
(5) 研究、開発、技術支援および受託
２．土木、建築工事の設計、施工および監理
３．測量業
４．運動競技場、公園、遊園地、住宅等の調査、企画、設計および施工
５．地域開発、都市開発等の調査、計画およびコンサルティング
６．不動産の売買、賃貸、仲介、管理および鑑定
７．触媒交換事業
８．工業所有権、ノウハウ等の取得および販売
９．情報処理および情報提供サービス業
10．生命保険契約締結の媒介および損害保険代理業
11．労働者派遣事業
12．前記各号およびこれらに関連する各種事業に対する投融資
13．前記各号に関連する一切の事業

（本店所在地）
第３条 当会社は本店を横浜市に置く。

（機関）
第４条 当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
１．取締役会
２．監査等委員会
３．会計監査人

（公告方法）
第５条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章 株式

（発行可能株式総数）
第６条 当会社の発行可能株式総数は、160,000,000株とする。

（自己の株式の取得）
第７条 当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条 当会社の単元株式数は100株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる以外の権利を行使することができない。
１．会社法第189条第２項各号に掲げる権利
２．会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
４．次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）
第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、「株式取扱規則」に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

（株主名簿管理人）
第11条 当会社は株主名簿管理人を置く。
② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

（株式取扱規則）
第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。

第３章 株主総会

（招集）
第13条 当会社の定時株主総会は、毎年４月１日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

（基準日）
第14条 当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

（招集者および議長）
第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。
② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、その議長となる。

（電子提供措置等）
第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）
第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
② 会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行う。

（議決権の代理行使）
第18条 株主は当会社の議決権を行使することのできる他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。
② 前項の場合には委任した株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）
第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第４章 取締役および取締役会等

（員数）
第20条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は12名以内とする。
② 当会社の監査等委員である取締役は６名以内とする。

（選任）
第21条 取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
② 当会社は、会社法第329条第３項の規定により、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

③ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
④ 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

（任期）
第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）
第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各１名、取締役副社長若干名を選定することができる。

（招集通知）
第24条 取締役会の招集通知は各取締役に対して期日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（決議の方法）
第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数でこれを行う。

（重要な業務執行の決定の委任）
第26条 当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（議事録）
第27条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名押印または電子署名する。

（取締役会の決議の省略）
第28条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規則）
第29条 取締役会の運営については、法令または定款に定めるものを除き、取締役会の定める「取締役会規則」による。

（報酬等）
第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。

（取締役の責任免除）
第31条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
② 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（執行役員の選任）
第32条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。

（執行役員規程）
第33条 執行役員の責務その他の事項に関しては、取締役会の定める「執行役員規程」による。

第５章 監査等委員会

（招集通知）
第34条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対して期日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（決議の方法）
第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席しその過半数でこれを行う。

（議事録）
第36条 監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印または電子署名する。

（監査等委員会規則）
第37条 監査等委員会の運営については、法令または定款に定めるものを除き、監査等委員会の定める「監査等委員会規則」による。

第６章 会計監査人

（選任）
第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）
第39条 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）
第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第７章 計算

（事業年度）
第41条 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

（剰余金の配当）
第42条 当会社は、株主総会の決議をもって、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または登録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「期末配当」という。）をすることができる。
② 当会社は、取締役会の決議をもって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または登録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第43条 期末配当金および中間配当金については、その支払開始の日から満３年経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
② 未払の期末配当金および中間配当金には利息を付けない。

附 則

（社外監査役との責任限定契約に関する経過措置）
第１条 第112回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。

（電子提供措置等に関する経過措置）

第２条 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

② 前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。

③ 本条は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(改 正)
昭和26年12月20日 昭和27年２月27日 昭和31年５月23日 昭和31年11月27日
昭和33年11月26日 昭和36年５月22日 昭和36年11月28日 昭和37年11月29日
昭和38年５月30日 昭和38年11月29日 昭和43年11月28日 昭和44年11月28日
昭和45年５月29日 昭和47年11月29日 昭和49年５月30日 昭和49年11月29日
昭和57年６月29日 昭和58年６月29日 昭和63年６月29日 平成元年６月29日
平成２年６月28日 平成３年６月27日 平成６年６月29日 平成12年10月１日
平成14年６月27日 平成15年６月27日 平成16年６月29日 平成18年６月29日
平成19年７月２日 平成21年６月26日 平成28年６月24日 令和元年７月１日
令和２年６月26日 令和４年６月23日